

添付資料 2

日本 RNA 学会から再現性に疑惑が指摘された論文に関する最終報告書（修正案） に対する意見書

松本 洋一郎委員長
田中 知先生
野崎 京子先生
長棟 輝行先生
専門調査委員様

いつも大変お世話になっております。

さて本来ならば、多比良先生が意見を述べるところではありますが、多比良先生から私（川崎広明）に最終意見を任されたため、若輩者ながらここに最終報告書に対する意見書として述べさせて頂きたいと存じます。

はじめに諸先生には、お忙しいにも関わらず私どもの論文の調査に対してお時間を取らせてしまったことについてお詫びを申し上げるとともに大変感謝を申し上げます。最終報告書の中には1年にもわたる調査報告について事細かに記載されており、その中の調査の仕方や結果の見解に対して、お互いにとってある程度のすれ違い（ずれ）を感じましたことにつきましては、誠に残念なことではあります。これにつきましては多比良先生が虹の橋法律事務所の弁護士を通じて松本洋一郎先生、田中知先生宛にお送りした通知書に記載されておりますのでここでは省略させて頂きます。

よってここでは、4.4 調査結果の分析および5. 結論に対する具体的な意見および今後の対応に集約させて頂きます。

第一に論文7について述べさせて頂きます。最終報告書（19 ページ）には、「hDicer 発現ベクターが論文発表前に構築されていたことを示す明確な証拠が無く、再実験においても hDicer の酵素活性を確認するに至っていない。また再実験の過程で、捏造を疑わせる事実があった」とあり、「そのことことから論文7について捏造があったと判断される」と記載されております。ここでまず捏造を疑わせるに至ったとされる個人で購入した hDicer ではありますが、この hDicer は再実験のコントロール用に購入したものであり、ここでは、捏造を疑わせる可能性は示唆するかもしれませんが、例えば個人で購入した hDicer を用いて、結果や実験データを偽造した明確な（物的）証拠は何一つ記載されておられません。研究における捏造の定義は、実験データもしくは結果を偽造する

ものと認識しております。また「サンプルレーンに一本のバンドのみが存在し、極めて不自然である（18 ページ）」というのは明らかに捏造が行われたことを強く示唆しません。なぜなら偽造した物的証拠がないからです。

さらに「hDicer 発現ベクターが論文発表前に構築されていたことを示す明確な証拠が無く、再実験においても hDicer の酵素活性を確認するに至っていない。」ということが捏造を行った物的証拠になるのでしょうか？それにも関わらず最終結論として「そのことことから論文 7 について捏造があったと判断される」という記載は、明らかに飛躍しており名誉毀損であると考えられます。捏造と判断された研究者は通常、その研究者としての信用を著しく失落させられるものです。それにより当人の名誉もまた著しく傷つけることになります。そればかりか当人の職場における地位についても脅かすものと言えます。

よって、この結論等の文章（特に捏造に関する記載）について訂正を強く求めます。しかし、このまま訂正されずに公の場に公表された場合は、残念ながら速やかに代理人（弁護士）のもとに松本委員長をはじめとした調査委員全員に対して名誉毀損の訴訟を行うものとしします。

第二に論文 12 について述べさせていただきます。最終報告書（19 ページ）には、「論文 12 は生データとして提出されたものの一部は明らかな虚偽であったことが明らかになった」とあり、この根拠は、シーケンスデータの v5.1.1 の印字のみであります。私は以前、田中先生に「2003 年の 11 月前後に ABI 社の方からバージョン 5.1.1 のソフトを個人的にデモとして頂いております。そのため試しに自分の個人的なシーケンスの際にはそれを用いておりました。よって 2003 年の自分が行ったシーケンスにバージョン 5.1.1 が記載されているのはそのためです。」と説明したメールをお送りしました。「調査委員会が ABI 社に問い合わせたところ、そのような事実はない（18 ページ）」ということですが、しかしながら私は、バージョン 5.1.1 のデモ（コピー版）ソフトを物的証拠として保有しております（資料 1：裁判になった場合の物的証拠となるためお渡しすることはできません）。

さらに多比良研の DNA シーケンサーに 2003 年 11 月 25 日から 11 月 28 日には、バージョン 5.1.1 が、インストールされていないと記載されていますが、私がシーケンスを行った時にインストールされていないという明確な物的証拠は示されていません。このようにバージョン 5.1.1 ソフトの保有またはインストールされた事実を明確に否定する物的証拠が無いにも関わらず、ここでも

最終結論において「そのことことから論文12について捏造された論文であったものと判断される」という記載は、やはり飛躍していると考えられ名誉毀損にあたると言えます。

よって論文7の場合と同様に、論文12におけるこの結論等の文章（特に捏造に関する記載）について訂正を強く求めます。しかし、このまま訂正されずに公の場に公表された場合は、同様に速やかに代理人（弁護士）のもとに松本委員長をはじめとした調査委員全員に対して名誉毀損の訴訟を行うものとなります。

以上

平成18年3月27日

川崎 広明

